

独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策に関する外部監査会議設置要項

理事長裁定

制 定 令和4年2月28日

(目的)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー（平成26年3月27日理事長裁定。以下「ポリシー」という。）第18の第4項に規定により、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）及び機構が設置する高等専門学校（以下「学校」という。）のいじめ防止等の対策に関する外部監査等を行うことを目的として、機構にいじめ防止等対策外部監査会議（以下「会議」という。）を設置する。

(監査事項)

第2条 会議においては、以下の各号に掲げる事項を検証する。

- 一 各学校における学校いじめ防止等基本計画（ポリシー第7の第1項に定めるものをいう。）に定める対策の取組及び体制整備に関すること。
- 二 各学校におけるいじめ重大事態への対応に関すること。
- 三 機構が行う国立高等専門学校全体のいじめ防止等のための取組に関すること。
- 四 その他会議において必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 会議を構成する委員は、理事長が任命する機構外部の有識者3名以上で構成するものとする。

2 会議には、必要に応じて他の関係者を出席させ、意見を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、再任は妨げない。

(その他)

第5条 会議に関する庶務は、機構本部事務局学務課において処理する。

2 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項は、必要に応じて別に定める。

附 則（令和4年2月28日制定）

この要項は、令和4年2月28日から施行する。